

沼津国際交流協会長 殿

誓約書

このたびの「友好都市提携 40 周年記念 中国岳陽市への市民訪問団（以下「市民訪問団」という。）」参加については、本人署名をもって、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

1 このプログラムは、岳陽市との友好都市交流を目的とした訪問団であることを十分認識し、他の団員及び渡航関係者との協調性を重んじ、常に節度ある態度で臨みます。市民訪問団に関連する事柄については沼津国際交流協会（以下「協会」という。）及び現地関係者等の指示に従います。

参加決定後であっても応募資格の虚偽報告及び不適格と認められる行為や事実があった場合は参加資格を取り消すことがあります。これにより、市民訪問団への参加を認めない（帰国を含む）場合や計画変更等を命じられても異議を申しません。そのことにより、キャンセル料や別途追加の費用が発生した場合も、その全額を負担いたします。

2 渡航に参加できる健康状態（精神面含む）であることを確認いたしました。渡航中に健康状態に変化があり、協会が継続不可と判断し、帰国を命ぜられた場合はその指示に従います。このことにより、キャンセル料や別途追加の費用が発生した場合も、その全額を負担いたします。

3 日本及び中国の法令等を厳守し、社会秩序に違反しないよう行動します。

4 渡航中は細心の注意を払い行動します。渡航中の団体行動時及び個人行動時において身の回りの品の盗難・損害が発生した場合、事件・事故が発生した場合には、自己管理責任において対応し、協会に対し責任を問いません。

5 市民訪問団参加にあたっては、必ず出発日から帰国日を期限とする海外旅行保険に加入し、渡航期間中は自己の健康管理には十分注意いたします。

病気・怪我等による入院加療又は手術・手当等の医療処置が必要となった場合には、帰国の必要性がある場合を含め、協会・現地関係者・現地受入機関等にその判断を一任し、その結果に関して協会に対し責任を問いません。

また、これらの医療処置に必要な費用については、その全額を負担いたします。

6 国際情勢の悪化・感染症等の疾病・自然災害等・その他の事由により市民訪問団が中

止となった場合、延期となった場合、あるいは渡航中に帰国が決定された場合、予定した日程に変更があった場合、その指示に従います。これらの理由により生じた追加費用については、その全額を負担いたします。また、これらの理由による変更について協会に対し責任を問わず、一切の金銭的な請求をいたしません。

7 本事業実施のため、協会・岳陽市関係者・旅行会社等に個人情報を提供することに同意します。

8 やむを得ない理由により、市民訪問団の団体行動から離れる場合は必ず協会スタッフに連絡し、承認を得ます。

9 あらかじめ定められたキャンセル期限が過ぎた後、既に支払った費用の返還は求めません。

令和 年 月 日

参加者氏名 _____ 印

参加者住所 _____

電話番号 _____

携帯番号 _____